

令和7年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和7年11月4日

議 案 目 次

議 案 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））	1
議案第10号	埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第11号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第12号	令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第13号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	8
議案第14号	令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	9
議案第15号	訴えの提起について	10
議案第16号	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	12

議 案 第 9 号

専 決 処 分 の 承 認 を 求 め る こ と に つ い て

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を交付する暫定運用が1年間延長され、国の依頼により全被保険者に対して取り扱いの変更を早急に周知する必要性が生じたため、令和7年4月10日に令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）（別紙）

令和7年4月10日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 井 上 健 次

印

令和7年度

埼玉県後期高齢者医療広域連合 特別会計補正予算及び補正予算説明書

目 次

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	1
・第1表 歳入歳出予算補正	4
後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書	7
・歳入歳出補正予算事項別明細書	8
1. 総 括	8
2. 歳 入	10
3. 歳 出	11

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 8 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 6 7 , 1 9 9 , 8 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 4 月 1 0 日 専決

埼玉県後期高齢者医療広域連合長職務代理者
埼玉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 井 上 健 次

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金			291,389,829	160,871	291,550,700
		2. 国 庫 補 助 金	64,713,989	160,871	64,874,860
歳 入		合 計	967,039,000	160,871	967,199,871

(歳 出) (単位 千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総	務 費		2, 152, 980	160, 871	2, 313, 851
		1. 総 務 管 理 費	2, 152, 980	160, 871	2, 313, 851
歳	出	合 計	967, 039, 000	160, 871	967, 199, 871

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前額	補正額	計
1. 市町村支出金	194,000,217	0	194,000,217
2. 国庫支出金	291,389,829	160,871	291,550,700
3. 県支支出金	79,904,225	0	79,904,225
4. 支払基金交付金	387,053,354	0	387,053,354
5. 特別高額医療費共同事業交付金	1,099,507	0	1,099,507
6. 財産収入	49,867	0	49,867
7. 繰入金	9,626,514	0	9,626,514
8. 繰越金	3,000,000	0	3,000,000
9. 諸収入	915,487	0	915,487
歳入合 計	967,039,000	160,871	967,199,871

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源				内 記
				財 源			一 般 財 源	
				特 定 地 方 債	そ の 他			
1. 総 務 費	2,152,980	160,871	2,313,851	国県支出金	160,871			
2. 保 険 給 付 費	953,896,233	0	953,896,233					
3. 特別高額医療費共同事業拠出金	1,099,507	0	1,099,507					
4. 支 払 基 金 拠 出 金	721,231	0	721,231					
5. 保 健 事 業 費	5,876,871	0	5,876,871					
6. 基 金 積 立 金	49,867	0	49,867					
7. 公 債 費	1	0	1					
8. 諸 支 出 金	3,235,310	0	3,235,310					
9. 予 備 費	7,000	0	7,000					
歳 出 合 計	967,039,000	160,871	967,199,871	160,871	0	0	0	

2. 歳 入

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 調 整 交 付 金	63,791,700	160,871	63,952,571	1. 調 整 交 付 金	160,871	特別調整交付金
計	64,713,989	160,871	64,874,860			160,871

3 歳出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費 (単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特 定 財 源		一 般 財 源		区 分	金 額		
1. 一般管理費	2, 152, 980	160, 871	2, 313, 851	国県支出金	160, 871			11. 役 務 費	119, 956	通信運搬費	119, 956
								12. 委 託 料	40, 915	リーフレット作成等業務委託料	40, 915
計	2, 152, 980	160, 871	2, 313, 851		160, 871	0	0				

議 案 第 1 0 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及
び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年
広域連合条例第6号）及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世
代育成支援対策推進法の一部を改正する法律並びに地方公務員の育児休業等に関する
法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な規定の整備をするため、地方自治法
第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を
提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の3第1項において「配偶者等」という。）」を、「疾病」の次に「、老齢」を加える。

第18条の次に次の3条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）第20条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「第1項申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 第1項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る第1項申出職員の意向を確認するための措置

（3） 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第20条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する第1項申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第1項申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育することを申し出た職員（以下この項において「第2項申出職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 第2項申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 育児期両立支援制度等の請求等に係る第2項申出職員の意向を確認するた

めの措置

- (3) 第2項申出職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する第2項申出職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る第2項申出職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第17条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）

の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「第23条第11号」を「第23条第1項第11号」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の

規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第19条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第19条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議 案 第 1 3 号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監
査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定によ
り、この案を提出する。

議 案 第 1 4 号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 5 号

訴 え の 提 起 に つ い て

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

第三者行為損害賠償金の未払いによる川越簡易裁判所への支払督促の申立て等に関し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求める。

訴えの提起について

1 相手方

☐ ☐

☐ ☐ ☐ ☐

2 事件の内容

- (1) 令和4年3月7日に埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者（以下「被害者」という。）は、自転車走行中、相手方の自動車と対面にて接触し、被保険者が負傷した。
- (2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合は、被害者の相手方に対する医療給付に係る損害賠償請求権を代位取得し、相手方に対して第三者行為損害賠償金として1, 896, 745円の請求を行った。
- (3) 相手方に対し再三催告したものの、支払いに応じなかった。
- (4) そこで、相手方に対して第三者行為損害賠償金の支払いを求め、支払督促の申立て等を行うものである。その際、相手方が督促異議の申立てを行った場合には民事訴訟法第395条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、あらかじめ議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し第三者行為損害賠償金の支払いを求めるもの
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴するものとする。
- (2) 必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができるものとする。

議 案 第 1 6 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求めらる。

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 中 澤 仁 之
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○

令和7年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 吉 田 信 解

提 案 理 由

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員（識見を有する者）が、令和7年12月25日をもって任期が満了となるので、次期監査委員を選任することに議会の同意を得たいため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により、この案を提出する。